

社団法人八戸青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、社団法人八戸青年会議所と称する。

(事 務 局)

第2条 本会議所は、事務所を青森県八戸市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努むるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会議所は、その目的達成のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会並びに文化等に関する調査・研究、及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (2) 指導力啓発の知識教養の習得、並びに指導力開発を推進する事業
- (3) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人八戸青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (5) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(運営の原則)

第5条 本会議所は特定の個人、または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、正会員・特別会員・賛助会員とする。但し、正会員に限り民法上の社員とする。

(正 会 員)

第7条 八戸市内及びその近在に住所または勤務先を有する20才以上40才まで(以下「制限年齢」という)の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。但し、当該年度の1月1日から12月31日までに満40才となる者を制限年齢に達する者とし、その年度内は正会員の資格を有する。

(特別会員)

第8条 制限年齢の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認された者を特別会員とする。

(賛助会員)

第9条 本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人または団体で、理事会において入会を承認された者は賛助会員となることができる。

(会員の権利)

第10条 本会議所の会員は、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。

(会員の義務)

第11条 本会議所の会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第12条 本会議所の会員は、入会に際し入会金を納入し、毎年所定の納期に会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会
 - (2) 死 亡
 - (3) 破産手続き開始決定または後見もしくは保佐開始の審判
 - (4) 除 名
- (退 会)

第14条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。

- (1) 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。
- (2) 会費納入前に退会届を提出しても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除 名)

第15条 本会所の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入義務を尾行しないとき。
- (d) 出席最務を履行しないとき。
- (5) その他、会員として適当でない認められるとき。

第3章 総 会

(総会の構成)

第16条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第17条 本会議所の総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第18条 定時総会は、毎年1月および12月に理事長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上が、総会に付議すべき事項を明示した書面で召集の請求をしたとき。
- 3 前項第2号による総会召集の請求があったときは、理事長はその請求を受け取った日から30日以内に召集の手続きをしなければならない。
- 4 監事は民法第59条第4号に基づき、総会を招集することができる。
- 5 総会を召集するには、会議の目的たる事項ならびに日時、場所を記載した書面をもって、会日の10日までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の決議)

第20条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席により成立し、その決議は、本定款に別に定めるものの他、出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(議決権)

第21条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2 委任状による出席及び議決権の行使は、正会員に委任した場合に限り有効とする。

(総会の決議事項)

第22条 次に掲げる事項は総会の決議を要する。

- (1) 定款の改正
- (2) 事業の計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び決算報告の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額の決定
- (6) 本会議所の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 次に掲げる事項に関する規程の制定、変更及び廃止
 - (イ) 社団法人八戸青年会議所運営規定
 - (ロ) 社団法人八戸青年会議所役員選任の方法に関する規程
 - (ハ) 社団法人八戸青年会議所会員資格会費規程
 - (ニ) 社団法人八戸青年会議所庶務規程
- (9) その他、特に重要な事項

(総会の特別決議)

第23条 前条第1号及び第8号に掲げる事項を総会で議決するには出席正会員の3分の2以上の多数によらなければならない。

2 前項の議事に関する総会召集の通知には、付議事項の内容及び提案の理由を

記載しなければならない。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長もしくは議長の委任した者がこれを作成し、議長及び出席者代表 2 名以上が署名捺印の上これを保存する。

第 4 章 役 員

(役員の種類及び員数)

第 25 条 役員の種類及びその員数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 理 事 長 1 名
- (2) 直前理事長 1 名
- (3) 副 理 事 長 7 名以内
- (4) 専 務 理 事 1 名
- (5) 理 事 25 名以上 35 名以内 (理事長・副理事長・専務理事を含む)
- (6) 監 事 2 名

- 2 監事は他の役職を兼務し、または委員会の構成員となることはできない。

(役員資格及びその任免)

第 26 条 役員は本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。但し、直前理事長たる役員は第 8 条及び本条の規程に拘わらず前年度の理事長がこれを就任する。

- 2 役員を選任方法については、別に定める規程による。

- 3 理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって、民法上の理事とする。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年とする。但し重任を妨げない。

- 2 年度の途中で選任された役員任期はその年度の末までとする。

- 3 任期満了または辞任により退任した役員は、後任者の就任するまで、その職務を行う。

- 4 本会議所の次年度役員は、総会の議決を経て、その年度の開始前といえども、予めこれを選任することができる。次年度役員は、その年度の開始と同時に役員に就任する。

(役員職務)

第 28 条 理事長は、本会議所を代表し、所務を主宰する。

- 2 直前理事長は理事長を補佐する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、事務局を統轄し、所務を処理する。

尚、理事長、副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 5 理事は理事長を補佐し、所務を処理する。

6 監事は本会議所の財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって構成する。

2 直前理事長及び監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、毎月1回以上開催し、理事長がこれを招集する。

2 理事会構成員の過半数が必要と認めたときは書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は理事長または理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の決議)

第32条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、その決議は出席者の過半数をもってこれを決する。

(理事会の決議事項)

第33条 理事会は、次に掲げる事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録は議長もしくは議長の委任した者が作成し、議長及び出席理事2名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第35条 本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については理事会の決議による。

(委員会の設置)

第36条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議及び実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第37条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員の中から委員長が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 管 理

(定款その他書類の備置)

第38条 理事長は、定款、諸規程、社員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備えて置かなければならない。

(報告書類の提出)

第39条 理事長は、事業年度毎に、翌年1月に開催される定時総会の会日の1週間前までに、その任期中の年度にかかる次の名号に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計報告書

(イ) 貸借対照表

(ロ) 収支計算書

(ハ) 財産目録

2 監事は、前項の書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、監事の意見を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認をもとめなければならない。

(報告書等の備置)

第40条 理事長は、前条第1項に規定する書類を、その定時総会の会日の1週間前までに事務所に備えておかなければならない。

(書類の閲覧)

第41条 会員は、第38条及び第39条前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことはできない。

(提 出)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく第39条第1項の書類を地区担当理事を経て社団法人日本青年会議所会頭に提出するものとする。

(事 務 局)

第43条 本会議所は、その事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

2 事務局には事務局員若干名を置くことができる。

3 事務局員は、理事長の命を受け庶務を処理する。

4 事務局員は、理事会の決議を経て理事長が任命する。

5 前各号の他、事務局に関しての必要な事項は、理事会の決議により、これを定める。

第8章 資産及び会計

(会計年度)

第44条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(収 支)

第45条 本会議所の資産は、財産目録に記載された財産、会費、入会金、補助金、寄附金その他の収入をもって、これを構成する。

2 本会議所の経費は、この資産をもってこれにあてる。

(会計区分)

第46条 本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4 基金会計は、基金となるべき収支により積立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

(資産の団体性)

第47条 本会議所の会員は、その資格を喪失する場合において、本会議所の財産に対し、いかなる請求もすることができない。

第9章 解 散

(解 散)

第48条 本会議所は、次に掲げる民法第68集第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の程定によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功又はその成功の不能

(2) 破 綻

(3) 設立許可の取消

(4) 総会の決議（総正会員の4の3以上の多数による）

(5) 正会員の欠亡

(残余財産の処分)

第49条 本会議所の解体のときに存する残余財産は、総会の議決を経、青森県知事の許可を得て、本会議所と目的を類似する公益法人その他の団体に帰属させる。

(清 算 人)

第50条 本会議所の解散に際しては、総会において清算人を選任する。

2 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第51条 本会議所は、解散後においても清算決了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度の内の会費を解散の日現在の会員より徴収す

ることができる。

第 10 章 定款改正

(定款改正)

第 52 条 総会の決議により本定款を改正した場合は、青森県知事の認可を得たのち直ちに改正定款を当該地区担当理事を経て社団法人日本青年会議所会頭へ提出する。

第 11 章 雑 則

第 53 条 本会議所は顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議により、理事長がこれを委嘱する。

(施行規則)

第 54 条 本会議所は、本定款に定めるもののほか、理事会の議決を経て、施行に関する規則等を定めることができる。

附 則

- 1 本会議所の設立当初の役員は第 27 条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は昭和 49 年 12 月 31 日までとする。(特例規定)
- 2 本会議所の初年度の事業計画及び収支予算は、第 22 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。(特例規定)
- 3 定款第 7 条の規定にかかわらず、平成 18 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までに満 40 才となる者は当該者の選択に従い平成 17 年度中に制限年齢に達したものとみなす事ができる。(特例規定)

社団法人八戸青年会議所運営規程

(目的)

第1条 この規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために定款第22条第8号の規程に基づき組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条 本会議所の役員は、それぞれの職務に応じて次のとおりその仕事を遂行する。

- (1) 理事長は本会議所を代表し、所務を主宰する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 専務理事は事務局を統轄し、次に掲げる所務を処理する。
 - 1 庶務、文書、慶弔に関する事項
 - 2 用度及び備品の管理に関する事項
 - 3 事務局の人事給与等に関する事項
- (4) 理事は理事長を補佐し、理事会に出席して、次の事項を審議処理する。
 - 1 定款及び諸規定に関する事項
 - 2 総会及び例会に関する事項
 - 3 会員の入会、退会及び除名に関する事項
 - 4 会員の出席向上に関する事項
 - 5 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項
 - 6 新入会員の指導に関する事項
 - 7 事業計画の立案及びその実行並びに事業報告に関する事項
 - 8 委員会活動の助長及びその調査に関する事項
 - 9 広報活動に関する事項
 - 10 その他の事項
- (5) 直前理事長は理事長を補佐し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- (6) 監事は本会議所の財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査する。財産の状況又は業務の執行に付き不整の虞あることを発見したときはこれを総会又は青森県知事に報告しなければならない。又、この報告を為すため必要あるときは総会を招集しなければならない。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条 例会は原則として毎月1回以上開催し、その日時については年頭初に決定する。但し、理事会の決議によりこれを変更することができる。

- 2 正会員は例会、定時総会、臨時総会、所属委員会、及びその他本会議所が催す会合に出席しなければならない。総会、例会、委員会において欠席、遅刻、早退する場合は必ず予め届け出なければならない。

(委員会に関する事項)

- 第4条 委員会は、運営系、会員開発系、社会開発系、政策系等を必要に応じて設け、正会員は原則として何れかに所属するものとする。
- 2 委員会の編成は会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して、理事会において決定する。
 - 3 その年度内において特に必要又は不必要と認める委員会は理事会の決定によって特別に設置又は廃止することができる。
 - 4 委員会の委員長は原則として理事とし、委員長は委員会を代表してその活動を統轄する。必要に応じて副委員長、幹事を理事会の承認により置くことができる。副委員長は委員長を補佐し、幹事は委員会運営を統轄し、庶務を処理する。
 - 5 委員会は原則として毎月1回以上会合をもち、独自の事業計画の立案と実施の推進母体となる。
 - 6 委員長は毎月、委員会活動の状況を文書をもって専務理事を經由して理事会に提出しなければならない。

(室に関する事項)

- 第5条 前条第1項の規程にかかわらず、当会議所の長期的な事業計画及び財政計画の立案のため、又委員会の事業を指導或いは統轄するために必要であると認められるときは、理事会の決議に基づいて室を設置することができる。
- 2 室には室長及び若干名の室員をおくことができる。
 - 3 室長は、理事をもってこれにあたる。

社団法人八戸青年会議所庶務規程

第1条 本規程は定款第22条第8条に基づき事務局、会計経理、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を規程する。

第2条 事務局に関する事項

総会及び理事会の議事録は理事長もしくは理事長の委任したものが作成し事務局に備付けるものとする。事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書を整理保存しなければならない。

- 1 本会議所の定款並びに諸規程（永久保存）
- 2 総会及び理事会議事録（永久保存）
- 3 本会議所内部だけの文書綴（次年度より1年）
- 4 日本青年会議所及び青年会議所関係の文書綴（次年度より1年）
- 5 前1. 2. 3号に属さない文書綴（次年度より1年）
- 6 本会議所及び日本青年会議所の会報とニュース綴（次年度より1年）
- 7 事務局日誌（次年度より5年）
- 8 他青年会議所機関誌又はパンフレット綴（次年度より1年）
- 9 受発信簿（次年度より1年）
- 10 会計諸帳簿及び社員名簿、役員名簿（次年度より5年）
- 11 会員台帳（永久保存）

第3条 会計、経理に関する事項

- 1 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

イ 帳簿

総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿

ロ 決算書類及び諸表

貸借対照表、未払金出納帳、未収金明細表、収支計算書、事務報告書、剰余金（欠損金）処分計算書、財産目録

- 2 予算は定款第22条、第33条の定める処により理事会に於て案を作成し、総会の議決を経なければならないが、案の作成に当たっては各委員会の計画を尊重すると共に計算基礎を正確且つ具体的に然も実行可能であるように注意しなければならない。
- 3 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努めなければならない。但し、予算の趣旨を逸脱するような場合は総会の議決を経なければならない。
- 4 単位事業が終わったときは担当委員長は速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え捺印の上専務理事を経由して理事会に提出しなければならない。
- 5 金銭の出納は財務担当理事の責任とする。
但し日常の経費にあてるため小口の現金を事務局に預けたり或は事業

活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差支えない。

- 6 出納にあたっては次の証憑をそろえ必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとする。入金した現金及び小切手は当日中に銀行へ預け入れ、手許の現金は事務局の小口資金を含め少額の現金とする。
 - (イ) 収入について発行した領収書の控
 - (ロ) 支出については支払先の領収証
 - (ハ) 領収証徴収不能のものについては担当委員長が発行した支払証
 - 7 会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は社団法人八戸青年会議所とし、理事長職名印を使用する。
 - 8 決算にあたって前払費用、未払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は原則として夫々担当する科目に振替え、関係帳簿を照合且つ整理し、銀行残高証明等証拠書類をそろえ、速やかに定款第39条に定める決算書類を作成しなければならない。これは財務担当理事の責任とする。
 - 9 理事会は財務担当理事より提出された決算書類を審査し監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は理事会の決議により一部を積立基金に繰入れることができる。
 - 10 監事は定款第28条の規程に従い予算執行の状況を監査すると共に、次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。このために必要と認めるときは書類等の提示又は説明を理事会に求めることができる。
 - (イ) 決算書類の監査
 - (ロ) 帳簿、書類及び証憑書類の照合
 - (ハ) 現金及び預金残高の確認
 - (ニ) 帳簿、書類及び証憑書類の整理保存の状況
 - (ホ) その他会計監査上必要な事項
 - 11 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。
 - (イ) 決算書類 永久保存
 - (ロ) その他の会計書類 次年度より起算して5年間保存
 - 12 当会議所の基金の管理運用については次のとおりとする。
 - (イ) 基金繰入に関しては本条第9号によるほか、理事会の決議により当会議所の運動理念に賛同する団体及び個人による寄附金等をもってこれに充てることができる。
 - (ロ) 基金は一般基金とラブはちのへ基金で構成し、ラブはちのへ基金については、寄附団体、個人の名称をとどめておくものとする。
 - (ハ) 基金とりくずしに関しては、その金額並びに事業内容等を含め総会の承認を得るものとする。
- 第4条 正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。
- (イ) 会員の結婚 金5,000円以上

- (ロ) 会員（特別会員、賛助会員も含む）の死亡 金5,000円以上
- (ハ) 会員の入院（2週間以上入院の場合） 金3,000円以上
- (ニ) 会員の災害等被災（特別会員、賛助会員も含む） 金3,000円以上
- (ホ) 会員本人の出産 金5,000円
- (ヘ) 会員夫人の出産 金3,000円
- (ト) 会員配偶者の死亡 金3,000円
- (チ) 会員の両親及び子女の死亡 金3,000円
- (リ) 以上の外必要と認めるときは理事長の判断によりこれを決定する

第6条 本会議所の用務をもって出張した場合、理事会の承認を得て、次のとおり旅費を支給することができる。

- (イ) 八戸より目的地までの普通乗車券相当額
但し、必要に応じて特急券相当額を加算して支給することができる。
- (ロ) 事務局員の公務出張はその実費を支給する。

第7条 日本青年会議所出向会員については理事会の決定により、年間一定の金額を支給することができる。

第8条 事務局職員の給与、退職金に関する事項

- 1 事務局職員の給与は理事会の決定により、これを定める
- 2 勤務年数が満3年以上の事務局職員が退職するときは退職金を支給する。その金額等は理事会の決定による。勤務年数が満3年未満の事務局職員が退職する場合は理事会の決定により一時金を支給することができる。
- 3 理事会の決定に基づき、事務局職員の退職金を支払うために毎年一定の金額を積立てることができる。

社団法人八戸青年会議所会員資格会費規程

(目的)

第1条 この規程は社団法人八戸青年会議所定款第22条第8号の規程に基づき本会議所の会員の資格並びに会費に関する事項を規定する。

(新会員加入審査に関する事項)

第2条 本会議所に入会するには、所定の様式に従い入会の申込書を提出しなければならない。正会員もしくは特別会員の推薦がある場合は、推薦者は所定の様式に従い本人との関係等を記入した書面を会員拡大担当委員会に提出しなければならない。

2 会員拡大担当委員会は入会希望者と面接し、委員会の意見を添えて入会申込書を理事会に提出しなければならない。

3 理事会は会員拡大担当委員会の意見を参考として仮入会の可否を決定する。

4 仮入会を認められたものは、その年度の理事会で定めるところにより、一定期間内に例会、委員会、その他新入会員のオリエンテーションとして定められた会合等に出席するものとする。

5 前項の出席義務を履行し、正式入会を希望するものは、連帯責任者たる正会員2名の署名捺印の上、青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出し、理事長と面接を行い、理事会において適当と認められた場合、正式入会を承認する。連帯責任者は入会者の出席義務の履行、定款、諸規程に定める義務につき2年間連帯責任を負わなければならない。

6 正会員が転勤等により退会し、その会員の後任者が入会を希望した場合でも、他の新入会員と同様、所定の手続きを踏まなければならない。

7 他の青年会議所の正会員で、転居等により本会議所に入会を希望する者は、本条第1項並びに第5項の規程にかかわらず、その青年会議所理事長の推薦状をもって理事会の決定により正式入会を認めることができる。

(会費納入に関する事項)

第3条 本会議所の会費及び納入期限は次の通りとする。

正会員会費	年額	140,000円
特別会員会費	終身	60,000円
賛助会員会費	年額	10,000円
入会金		20,000円

2 正会員会費は原則として毎年1月末日までに全額納入しなければならない。但し、予め申出があった場合は、これを認める。分納する場合は1月末日までに半額を納入し、残金については6月末日までに完納しなければならない。但し、事情により上記の方法により納入できない場合は、専務理事の指示に従い分納することが出来る。

- 3 年度の途中で入会した会員は、会費を1ヶ月金11,700円の割合により全納するものとする。但し、9月以降入会した会員の会費は46,800円とする。
- 4 入会金は正会員として正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。特別会員からは入会金を徴収しない。
- 5 正会員が転勤等により退会し、その会員の後任者が1年以内に正式入会を認められた場合には、入会金を徴収しない。又、その退会した者が退会前に会費を全納した場合には新たに入会した後任者からは会費を徴収しない。退会した者において会費が全額納入されていないときは、その後任者は残額を納入しなければならない。
- 6 前条第7項により入会を認められた会員は入会金を半額とする。

(会員の資格喪失並びに休会に関する事項)

第4条 本会議所の正会員は定款第13条に定める事由に該当するときはその資格を失う。但し、会費納入義務の履行については6ヶ月間未納の場合、出席義務の履行については、総会、例会、委員会の出席率がいちじるしく悪い場合とする。

- 2 正会員が前項の定めにより該当する場合には、理事長はその旨を理事会に報告し、理事会に於て、会員の資格に関する決議を行う。但し、出席義務の不履行、会費の未納の場合は理事会の決定に従い、理事長は10日間の猶予期間を設けて、出席又は会費納入の督促状を発しなければならない。
- 3 前項の督促状の猶予期間内に何等の回答なきときは理事会に報告し、理事会の決議により更に10日間の猶予期間を設けて退会勧告状を発送し、何等の回答なきときは、理事会において除名の決議を為し、理事長は除名決定を本人に通知しなければならない。
- 4 長期にわたる病気、もしくは出張等により長期欠席を余儀なくされるときは休会届を提出しなければならない。又このような場合は理事会の決定に基づき理事長は休会を勧告することができる。休会が一年以上に及ぶ場合には、理事長は理事会の決議に基づき一時退会の勧告をしなければならない。一時退会したる会員が再入会する場合は入会金を免除される。休会中の会費は前条1項に定める正会員会費の半額とし、全額一括納入しなければならない。

(特別会員に関する事項)

第5条 定款7条に定める制限年齢に達した会員は、その年度末において自動的に本会議所を退会する。

- 2 前項の定めにより退会した会員は理事会の承認を得て特別会員になる資格を有する。特別会員たる資格は前項に定める会員以外はこれを有しない。特別会員を希望する者は改めて特別会員申込を理事長にしなければならない。
- 3 特別会員は第3条第1項に定める会費を納入する他、例会、家族会等の

会合に出席する場合はその実費を納入するものとする。特別会員は、役員
の選挙権、被選挙権を有しない。但し、理事会の諮問ある場合に限り、
本会議所の運営に意見を述べることができる。

(賛助会員に関する事項)

第6条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及
び法人又は団体は理事会の決定により賛助会員として入会することがで
きる。賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事長に提出する。
賛助会員は第3条第1項に定める会費の他、例会、家族会等の会合に出
席する場合はその実費を納入するものとする。賛助会員は役員選挙権、
被選挙権を有しない。

社団法人八戸青年会議所役員選任の方法に関する規程

- 第1条 本規程は定款第22条に基づき役員選任の方法に関する事項を定める。
- 第2条 本会議所は次年度役員を総会の承認を得て、毎年12月の定時総会終結までに決定しなければならない。
- 第3条 次年度理事長の選出は原則として立候補による。立候補に関する期日及び公示については理事会においてこれを定める。
- 第4条 理事長の候補者たる資格は正会員で定款、諸規程に定める会員義務履行者で原則として理事経験者とする。
- 第5条 次年度理事長に立候補しようとするものは、下記事項を記載した書類を公示期間中に当該年度理事長に提出しなければならない。
- 1 候補者の氏名、生年月日、住所、本籍
 - 2 候補者の青年会議所における経歴書
 - 3 候補者に対する所属事業所代表者の立候補承認書
 - 4 候補者に対する当該年度理事及び理事経験者2名の推薦状を必要とする。
- 第6条 本会議所は次年度理事長を選任するため選考委員会を設置し、選考委員会は立候補者中より協議により適任者を推薦し、総会の承認を受ける。公示期間中に立候補者なき場合、又は、立候補者中に適任者なきときは、選考委員会の協議により、本会議所の有資格者中より適任者を総会に推薦し、承認を受けなければならない。選考委員会は当該年度理事長及び5名連記の一般選挙により、正会員のうち会員の義務履行者の中から選出した委員8名、合計9名をもって構成する。但し累積投票はこれを認めない。
- 第7条 次年度理事者予定者は、毎年9月末日までに総会の承認を得て決定しなければならない。
- 第8条 次年度理事長は選考委員会と協議の上すみやかに次年度副理事長予定者次年度専務理事予定者及び次年度理事予定者を指名し、総会の承認を受けなければならない。
- 第9条 次年度理事長はすみやかに次年度副理事長予定者、次年度専務理事予定者、次年度理事予定者を招集し、その業務分担を協議の上決定しなければならない。
- 第10条 選任された次年度役員予定者は翌年1月1日より正式に本会議所の役員となる。

社団法人八戸青年会議所褒賞規則

(目 的)

第1条 本会議所は青年会議所内における青年会議所運動の昂揚をはかるため青年会議所運動に貢献した各委員会並びに各委員の功績をたたえ褒賞を行う。但し、役員はこの対象とならない。

(申請及び推薦)

第2条 各委員会は所定の褒賞申請書を所定の期日までに理事長に提出する。
2 各委員長は褒賞申請をするにあたり、各委員会及び各委員の活動状況の申請を理事長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第3条 褒賞の審査及び決定は理事会において定められた方法によって決定する。

(期日及び締切期日)

第4条 褒賞の対象となる期間並びに褒賞申請提出締切期日は理事会において定められた方法によって決定する。

(種類及び分類)

第5条 褒賞の種類及び個数は理事会において定められた方法によって決定する。

(褒賞及び受賞)

第6条 理事長は前条の決定に従い、原則として定時総会において褒賞を行う。

ラブはちのへ基金に関する内規

本基金の資金構成

- 本基金は一般からの寄付金、助成金、当会鶴所の一般般会計、特別会計等より繰り入れられ構成する。

ラブはちのへ基金の原資

- 河村忠夫氏の寄付金 300 万円と JC の一般基金より 200 万円(放西村光弘理事長ご遺族からの寄付金 50 万円含む) を繰り入れ、500 万円をもって原資とする。

ラブはちのへ基金取り崩し

- 本基金は、ラブはちのへ運動の理念に基づいた社会性の高い、特別な事業に使われるものとし、その金額並びに事業内容等を含め総会の確認を得るものとする。また、一般事業の資金として取り崩し使用することはできない。

基金への繰り入れ

- 当会議所の剰余金の基金繰り入れは総会に於て一般基金とラブはちのへ基金に相応の繰り入れができる。新人会員入会金については、一般基金に繰り入れるものとする。

寄付者の記録

- 寄付者に関しては名称、金額等を芳名帳等に明記し、記録として保管する。